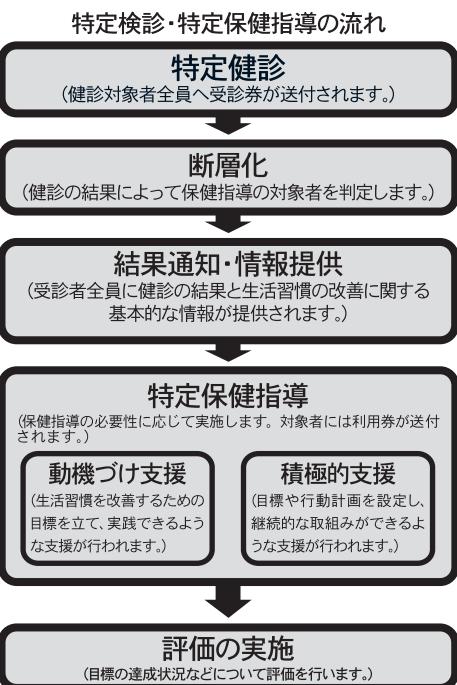


## 特定健診・特定保健指導が始まります

平成20年度より、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導が始まります。

メタボリックシンドrome（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の方を健診により早期に発見し、保健指導により生活習慣の改善を行うことで生活習慣病を予防し、脳卒中や心筋梗塞など病気に対するリスクの低減を図ることを目的としています。



特定健診は、国民健康保険に加入する40歳から74歳の全ての方が対象となります。（ただし、妊娠婦など一部の方は対象から除かれます。）

◆問い合わせ  
町民生活課  
☎ 72-6933

BMI=体重(kg) ÷ 身長(m)  
BMI > 25以上の方は、追加リスク（高血糖、高血圧、脂質異常、喫煙歴）がある方が対象となります。

注：BMIとは、肥満度の指標で次の式により算出できます。

特定保健指導は、特定健診の結果、腹囲（男性85cm以上、女性90cm以上）またはBMI（注）が25以上の方で、追加リスク（高血糖、高血圧、脂質異常、喫煙歴）がある方が対象となります。

健診・保健指導の流れは、次の図のようになります。

戸籍・住民票の交付申請及び届出窓口での本人確認が法律で義務付けられます

戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成20年5月1日から施行されます。既に住民登録届や戸籍の届出の際に本人確認を実施しているところにより戸籍の証明書や住民票の写しを請求するときも、市町村の窓口で「本人確認」が必要になります。どこ本人であることの確認できる、運転免許証などの写真付きの証明書等を忘れずに持ちください。

代理人や使いの方は、さらに委任状などの代理権限を証明する書類も必要です。郵送での請求は、本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所となります。

戸籍の附票・住民票記載事項等の届出は、戸籍謄抄本・除籍及び改製原戸籍謄抄本・受理証明等の届出です。

○証明書  
住民票・住民票の除票・戸籍の附票・住民票記載事項等の届出は、戸籍謄抄本・除籍及び改製原戸籍謄抄本・受理証明等の届出です。

○届出  
転入・転出・転居・世帯変更届  
婚姻・離婚・養子縁組・  
○本人確認書類例  
写真付き住民基本台帳カード・旅券・登録証・身体障害者手帳など官公署が発行し本人の写真が貼付された書類等

※皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

**國民年金コイン**

基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、まずは皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

また、それ以外のすべての皆さんにも、順次「ねんきん特別便」が送付されますので、お待ちください。

●結婚等で名字が変わったことがある方  
結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも、お手持ちの古めにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届を社会保険事務所又は役場窓口まで提出ください。また、年金手帳を提出する場合は、社会保険事務所又は役場窓口まで提出ください。

●ご質問・お問い合わせには「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ！  
5570-058-5555  
※携帯OK  
※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。  
※ご利用時間は同封書類でご確認ください。